

陳 情 文 書 表

平 2 7 陳 情 第 1 5 号	平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日 受 理
件 名	平成 2 8 年 度 に お け る 重 度 障 害 者 医 療 費 助 成 制 度 継 続 に つ い て の 陳 情
陳 情 者	秦 野 市 下 大 槻 4 1 0 - 1 - 1 7 - 1 0 8 秦 野 市 腎 友 会 会 長 三 神 厚 横 浜 市 神 奈 川 区 台 町 1 - 8 ウ ェ イ サ イ ド ビ ル 5 0 4 号 特 定 非 営 利 活 動 法 人 神 奈 川 県 腎 友 会 会 長 前 田 好 夫
陳 情 の 要 旨	
<p>県は、平成 2 0 年 に 要 綱 を 改 正 し、医 療 機 関 窓 口 で の 一 部 自 己 負 担 金 (通 院 2 0 0 円 / 回、入 院 1 0 0 円 / 日) を 導 入 し、ま た、6 5 歳 以 上 で 新 た に 障 が い 者 と な っ た 人 を 制 度 の 適 用 除 外 と す る こ と に つ い て 各 市 町 村 の 判 断 で 行 わ せ る こ と と し、平 成 2 1 年 1 0 月 か ら は 前 記 2 条 件 に 加 え て 所 得 制 限 を 導 入 し ま し た。こ う し た 状 況 の 中、秦 野 市 に お い て は、平 成 2 4 年 度 か ら 年 齢 制 限 と 所 得 制 限 を 導 入 し ま し た。</p> <p>私 たち 透 析 者 は、少 な い 年 金 収 入 に 頼 っ て 生 活 す る 者 が 多 く、高 額 療 養 費 特 例 3 特 定 疾 病 療 養 受 療 者 と し て、1 カ 月 の 自 己 負 担 限 度 額 が 1 万 円、7 0 歳 未 満 の 上 位 所 得 者 に あ っ て は 2 万 円 と 負 担 軽 減 措 置 が 図 ら れ て い ま す が、重 度 障 害 者 医 療 費 助 成 制 度 の 年 齢 制 限 導 入 に よ っ て、6 5 歳 以 上 で 新 た に 透 析 治 療 を 行 う 場 合 は 助 成 対 象 外 と な る こ と か ら、日 常 生 活 は 大 変 厳 し く な り ま す。代 わ り に 透 析 者 は、「後 期 高 齢 者 医 療 保 険 の 7 5 歳 か ら 適 用」を 前 倒 し て 「6 5 歳 か ら 適 用」 と 言 わ れ て い ま す が、透 析 以 外 の 治 療 費 は 1 割 負 担 と な り、高 額 な 治 療 も あ る た め 透 析 者 に は 大 変 な 負 担 で す。</p> <p>さ ら に、透 析 治 療 の た め の 月 1 3 回 往 復 の 通 院 費 や 透 析 中 の 食 事 代 の 自 己 負 担 が あ る ほ か、国 民 健 康 保 険 税、市 ・ 県 民 税、介 護 保 険 料 な ど の 支 払 い も あ り、こ れ 以 上 の 自 己 負 担 が ふ え る の は 大 変 困 り ま す。</p> <p>県 が、市 町 村 へ の 補 助 金 を 削 減 あ る い は 廃 止 し た た め、市 町 村 の 財 政 が 逼 迫 し た 状 況 に あ る こ と は 理 解 し て い ま す が、あ え て、私 たち 障 が い 児 者 ・ 透 析 者 が 少 な い 負 担 で 医 療 が 受 け ら れ る よ う、平 成 2 8 年 度 の 予 算 措 置 を し て い た だ く こ と を 陳 情 い た し ま す。</p>	

陳情事項

- 1 平成28年度予算編成に際し、重度障害者医療費助成制度については、障がい児者・透析者が少ない負担で医療が受けられるようにすること。